

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年10月29日

千葉市監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総業第416号

平成26年10月27日

千葉市監査委員	宮下	公夫	様
同	宮原	清貴	様
同	小川	智之	様
同	川岸	俊洋	様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成25年度包括外部監査

監査のテーマ：下水道事業、水道事業及び病院事業の財務事務の執行と経営管理について

第2 下水道事業

II 監査の結果及び意見

2. 財産管理に係る監査の結果及び意見

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>④固定資産台帳の不一致について（報告書 P74） 金額の不一致が検証しきれていない土地について、早急に検証をすすめることが必要である。台帳と土地の権利関係を示す書類等との突合を行い、重複や漏れがないか確認し、財務諸表にあるべき金額を反映させることが必要である。</p>	<p>固定資産台帳と財務諸表（有形固定資産）の金額の不一致については、原因となった土地を特定し、当該土地の登記状況を示す全部事項証明書と固定資産台帳及び財務諸表を突合した結果、財務諸表に漏れが生じていることが判明したため、平成26年3月に財務諸表の有形固定資産である当該土地の金額を修正した。</p> <p>なお、金額の不一致が生じていた構築物についても、財務諸表における除却処理の二重計上が原因であったため、平成26年3月に財務諸表の有形固定資産である当該構築物の金額を修正した。</p>